

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱（令和5（2023）年4月1日付け気対第34号環境森林部長通知。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、相手方、対象事業の要件、対象経費及び補助額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の相手方	対象事業の要件	対象経費及び補助額
個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する県民を支援することにより、再生可能エネルギー設備の導入促進を図る。	実施要綱第3条に定める者	実施要綱第4条に定める要件に適合するもの	実施要綱第5条に定める経費及び補助額

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第1に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるもの）とする。
- 3 補助金交付申請については、補助対象設備により発電した電力を使用する住宅につき一回限りとする。
- 4 第1項の補助金交付申請書等の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(交付の決定及び条件)

第4条 知事は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の要件に適合すると認めたときは、交付の決定をするものとする。

- 2 規則第6条第2項の規定に基づき、補助金の交付の目的を達成するため附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施要綱第4条に定める要件に適合するもの。
 - (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
 - (3) 交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
 - (4) 補助対象設備が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。
- 3 知事は、第1項に規定する交付の決定をしたときは、補助事業者に対し交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 4 知事は、第1項に規定する書類の審査及び現地調査等により、補助金交付の要件に適合しないと認めた場合には、補助事業者に対し不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（事業の着手）

第5条 補助事業者は、前条に規定する交付の決定後、事業（補助対象設備の設置工事）に着手しなければならない。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、別表第2に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 2 第1項に掲げる書類の提出期限は、補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第7条 知事は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び工事完了検査を実施し、補助金の交付要件に合致すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知（様式第8号）するものとする。

- 2 前項の工事完了検査は、原則として提出された書面により実施するものとし、必要に応じて現地調査により実施することができる。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第9号）により、補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項の補助金請求書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。
3 知事は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（利用状況の報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業の完了日の翌月1日から6か月分の二酸化炭素削減効果等について、報告対象期間の最終月の翌月末までに、利用状況報告書（様式第10号）により、知事に報告しなければならない。

（補助対象事業の内容の変更等）

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じる際は、事業変更承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該変更による申請金額の増額は認めないものとする。

- (1) 住所又は氏名（発電した電力を使用する住宅への移転は除く）
- (2) 太陽光発電設備（出力変更を伴うもの）
- (3) 蓄電池（パッケージ型番、蓄電容量、補助対象経費の変更等）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者の結果を通知するものとする。
3 知事は、前項の規定に基づき審査を行い、変更を承認する場合において、必要に応じ第4条の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の廃止)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の廃止又は中止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第14号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者の結果を通知するものとする。

(手続代行者)

第12条 補助事業者は、第3条の規定による交付の申請、第6条の規定による実績報告、第8条の規定による補助金の請求、第10条の規定による事業変更の承認申請及び第11条の規定による事業の廃止届出について、太陽光発電設備等を設置する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの事務手続を代行させることができる。

2 手続代行者は、手続を誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 知事は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助対象設備を法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式第17号）により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第18号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者の結果を通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づき審査を行い、処分を承認する場合には、補助事業者に対し、補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

2 知事は、前条の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条第1項の規定による取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第17条 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6（2024）年3月29日から施行する。

別表第1 提出書類（第3条関係）

番号	提出書類	
1	交付申請書	様式第1号
2	電力消費量等計画書	様式第2号
3	誓約書	様式第3号
4	補助対象事業の実施に係る同意書※1※2 ※1 申請者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合 ※2 同意者の署名もしくは記名押印が必要	様式第4号
5	契約書及び契約内訳書の写し※ ※契約前の場合は、見積書及び見積内訳書の写し	添付資料1
6	設置する土地・建物の全部事項証明書	添付資料2
7	住民票（現住所と補助対象設備の設置場所が異なる場合は不要）	添付資料3
8	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書、次の①及び②の両方）	－
	①県税事務所で発行されるもの	添付資料4
	②市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）	添付資料5
9	設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの（カタログ等）	添付資料6
10	発電量を計測する装置の仕様がわかるもの（カタログ等）	添付資料7
11	機器設置前の現況写真	添付資料8
12	発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）	添付資料9
13	太陽光発電設備及び蓄電池について、国から補助を受けていないことが確認できる書類（国の補助金を利用しない場合は不要）	添付資料10
14	その他県が必要と認める書類	－

別表第2 提出書類（第6条関係）

番号	提出書類	
1	実績報告書	様式第7号
2	交付決定通知書の写し	添付書類1
3	住民票（申請時住所と異なる場合）	添付資料2
4	契約書及び契約内訳書の写し	添付資料3
5	領収書の写し	添付資料4
6	設備の確定仕様がわかるもの（納品書・保証書・出荷証明書等）	添付資料5
7	設備の稼働が確認できるもの（計測モニターの写真等）	添付資料6
8	設備の設置が確認できる写真※1、※2 ※1 設置した設備の全景写真 （太陽光パネルの設置枚数、パワーコンディショナー及び蓄電池の設置台数がわかる写真） ※2 設置した設備の型式が確認できる写真 （太陽光パネル、パワーコンディショナー及び蓄電池の型式がわかる写真）	添付資料7
9	系統連系開始日が確認できる書類	添付資料8
10	売電先との電力受給契約書	添付資料9
11	その他県が必要と認める書類	

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

栃木県知事 様

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申請者	氏名		連絡先			
	住所	〒				
設備の設置場所						
住宅の区分	☐既築住宅 ☐新築住宅 ☐注文住宅 ☐建売住宅（築 1 年以内かつ未入居のもの）					
事業期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日		
太陽光発電設備	太陽光パネル		合計出力	kW		
	パワーコンディショナー		合計出力	kW		
	採用出力		(A)	kW		
	補助金の額【(A) × 70,000 円】		(B)	円 ※補助上限は 280,000 円		
	余剰電力の売電 有 無	☐ 有 ☐ 無	売電先 確認事項	☐ FIT 制度による売電ではありません		
定置型蓄電池	蓄電池情報 (SII 登録内容)		メーカー名	パッケージ型番	蓄電容量	
	設置セット数		セット			
	蓄電容量		(C)	kWh		
	補助対象経費 (税抜き)	設備費	(D)	円		
		工事費	(E)	円		
	価格 / kWh	{ (D) + (E) } ÷ (C)	(F)	円		
	補助金の額【{ (D) + (E) } × 1/3】 〔蓄電池容量が 5 kWh を超える場合は 【 { (F) × 1/3 × 5 } 〕		(G)	円		
補助金交付申請額【(B) + (G)】			円			
国の補助金等の 利用状況	利用有無	☐ 有 ☐ 無	状況			
	補助金名					
		その他の場合記載				
確認事項	☐ 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません。					
手続代行者	事業者名					
	所在地					
	責任者名					
	担当者	氏名	電話番号	メールアドレス		

電力消費量等計画書

1 月別発電量等

	① 発電量見込	② 自家消費電力量見込	③ 自家消費率(②/①×100)
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
合計	kWh	kWh	%

2 導入効果（二酸化炭素排出削減量）見込

	自家消費電力量	二酸化炭素排出量
効 果	kWh	t-CO2

誓約書

申請者は、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱第3条第1項第2号のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

年 月 日

（宛先）

栃木県知事 様

住 所 _____

（ふりがな）
氏 名 _____

生年月日 _____

補助対象事業の実施に係る同意書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱及び個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領を確認の上、上記申請者による補助金交付申請に同意します。

【同意する不動産の所在地、所有者】※自署の場合は捺印不要

＜土地＞

・所在地（該当地番全て記載）

・所有者

印

＜建物＞

・所在地

・家屋番号

・所有者

印

様式第 5 号（第 4 条関係）

栃木県指令気対第 号

住所
氏名

年 月 日に交付申請のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「交付規則」という。）第5条の規定に基づき、次の条件を付して金 円を交付します。

年 月 日

栃木県知事

（交付の条件）

交付規則、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領、その他この補助金に係る関係通知の規定に従わなければなりません。

様式第 6 号（第 4 条関係）

栃木県指令気対第 号

住所
氏名

年 月 日に交付申請のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業
補助金については、下記のとおり不交付とします。
年 月 日

栃木県知事

記

不交付の理由

実績報告書

年 月 日

栃木県知事 様

年 月 日付け栃木県指令気対第 号により補助金の交付決定を受けた個人
住宅用太陽光発電設備等導入支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

申 請 者	氏 名		連 絡 先		
	住 所	〒			
設備の設置場所					
住 宅 の 区 分	☐ 既存住宅 ☐ 新築住宅 { ☐ 注文住宅 ☐ 建売住宅（築 1 年以内かつ未入居のもの）				
事 業 期 間	着 手 日	年 月 日	完 了 日	年 月 日	
太陽光発電設備	太陽光パネル		合 計 出 力	kW	
	パワーコンディショナー		合 計 出 力	kW	
	採 用 出 力		(A)	kW	
	補 助 金 の 額 【 (A) × 70,000 円 】		(B)	円 ※補助上限は 280,000 円	
	余 剰 電 力 の 売 電 有 無	☐ 有 ☐ 無	売 電 先		
			確 認 事 項	☐ FIT 制度による売電ではありません	
定置型蓄電池	蓄電池情報 (SII 登録内容)		メーカー名	パッケージ型番	蓄電容量
	設 置 セ ャ ッ ト 数		セ ャ ッ ト		
	蓄 電 容 量		(C)	kWh	
	補 助 対 象 経 費 (税 抜 き)	設 備 費	(D)	円	
		工 事 費	(E)	円	
	価 格 / k W h	{ (D) + (E) } ÷ (C)	(F)	円	
補 助 金 の 額 【 { (D) + (E) } × 1/3 〔 蓄電池容量が 5 kWh を超える場合は 【 { (F) × 1/3 × 5 } 〕		(G)	円		
補助金交付申請額 【 (B) + (G) 】			円		
国の補助金等の 利用状況	利 用 有 無	☐ 有 ☐ 無	状 況		
	補 助 金 名				
		その他の場合記載			
	確 認 事 項	☐ 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません。			
手続代行者	事 業 者 名				
	所 在 地				
	責 任 者 名				
	担 当 者	氏 名	電話番号	メールアドレス	

第 4 号 对策指令县木析

住所
氏名

年 月 日に実績報告のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金については、次のとおり交付額が確定したので、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「交付規則」という。）第16条の規定により通知します。

年 月 日

栃木県知事

1 交付確定額 円

2 交付の条件

交付規則、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領、栃木県指令気対第 号交付決定通知、その他この補助金に係る関係通知の規定に従わなければなりません。

補助金請求書

金

円

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で額の確定の通知があった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

(手続代行者)

※通帳の写しを添付してください

(銀行名、支店名、種別、口座番号、口座名義(カナ)が確認できるもの)

※手続代行者が提出する場合、以下の欄を記入して下さい。

・発行責任者

氏 名

連絡先

・担当者

氏 名

連絡先

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金利用状況報告書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった事業について、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領第 9 条の規定により、下記の通り利用状況を報告します。

記

1 報告する設置設備の設置場所（住所）

2 事業完了日

年 月 日

3 利用状況報告期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 利用状況等

(1) 月別発電量等

	① 発電量	② 自家消費電力量	③ 自家消費率 (②/①×100)
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
合計	kWh	kWh	%

(2) 導入効果（二酸化炭素排出削減量）

	自家消費電力量	二酸化炭素排出削減量
効 果	kWh	t-CO2

※ 添付書類

- (1) 報告期間内の太陽光発電電力量が確認できる書類
- (2) 報告期間内の自家消費電力量が確認できる書類

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

() 住所又は氏名（住所・氏名）

（変更後：)

() 太陽光発電設備の出力

（変更後：)

() 蓄電池

（変更後：)

() その他

()

2 計画変更の理由（住所又は氏名の変更の場合は記載不要）

注）変更の内容については、交付申請書（様式第 1 号）に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

様

栃木県知事

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日に申請のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の変更については、下記のとおり承認します。

記

1 補助金額 既決定額 円
今回変更交付決定額 円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認申請書に記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付け栃木県指令気対第 号の通知書のとおりとします。

様

栃木県知事

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更不承認通知書

年 月 日に申請のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の変更については、以下の理由により承認しないこととしたので通知します。

承認しない理由

様式第14号（第11条関係）

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業を次のとおり廃止（中止）したいので、承認されるよう申請します。

廃止（中止）の理由

様

栃木県知事

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）承認及び交付決定取消通知書

年 月 日に申請のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の廃止（中止）については、下記のとおり承認することとし、交付の決定を取り消したので通知します。

様

栃木県知事

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）不承認通知書

年 月 日に申請のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の廃止（中止）については、以下の理由により承認しないこととしたので通知します。

承認しない理由

補助対象設備毀損（滅失）届出書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した補助対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

1 毀損（滅失）した設備

2 毀損（滅失）の時期

年 月 日

3 毀損（滅失）の原因

4 今後の方針（修繕、買換など）

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金補助対象設備処分承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した補助対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

2 処分の方法

（ ）売却 （ ）譲渡 （ ）交換 （ ）貸与 （ ）担保
（ ）廃棄 （ ）その他（具体的に ）

3 処分の時期（予定）

年 月 日

4 処分の理由

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。

様

栃木県知事

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金補助対象設備処分承認通知書

年 月 日に申請のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の補助対象設備の処分については、下記のとおり承認します。

記

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 承認の条件

- (1) 処分等が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証する書類を提出すること。
- (2) 処分等の完了後、別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

様

栃木県知事

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金補助対象設備処分不承認通知書

年 月 日に申請のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の補助対象設備の処分については、以下の理由により承認しないこととしたので通知します。

承認しない理由